

熊本市立図書館等資料収集方針

制定	平成20年	4月	1日	教育長決裁
改正	平成22年	10月	4日	図書館長決裁
	平成23年	9月	20日	図書館長決裁
	平成25年	8月	16日	図書館長決裁
	平成27年	2月	23日	図書館長決裁

(趣旨)

第1条 この方針は、熊本市立の図書館及び図書室等（以下「図書館等」という）の資料（以下「資料」という）の収集について、必要な事項を定める。

(基本方針)

第2条 基本方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 資料の選定及び収集は、この方針の趣旨に基づき熊本市立図書館で行う。
- (2) 熊本市の教育及び文化の発展に寄与し、市民から信頼され、親しまれ、そして愛される図書館として、その調査、研究、教養、趣味、娯楽等に必要とされる資料を、幅広く計画的に収集する。
- (3) 著者の思想的、宗教的、信条的又は学說的立場にとらわれることなく、それぞれの観点にたった資料を公平に幅広く収集する。
- (4) 貸出し、予約及び購入希望制度等利用行動による要求はもとより、潜在的な読書要求も考慮した資料を収集する。
- (5) 熊本で暮らし、仕事をし、学習をする市民の課題解決支援及び調査研究の要望に役立つ資料を収集する。
- (6) 乳幼児及び青少年、高齢者、障がい者、外国人等多様化する利用者に対応できる資料を収集する
- (7) 学校図書館等の支援及び読書活動推進のための資料を収集する。
- (8) 熊本市の文化及び風土に立脚した特色ある資料の収集に努め、郷土の文化の保存、継承及び発展に役立つ資料を収集する。
- (9) 図書館等で構成する熊本市の図書館ネットワークとして、それぞれの特性を活かしながら、魅力ある資料群を形成する資料を収集する。

(資料区分)

第3条 資料は次のように区分し、資料区分ごとの種類と範囲は別に定める。

- (1) 一般資料
- (2) 参考資料
- (3) 郷土、地域資料
- (4) 児童資料
- (5) 外国語資料（第1号から前号まで掲げるものを除く。）
- (6) 逐次刊行物（第1号から前号まで掲げるものを除く。）
- (7) その他印刷資料（第1号から前号まで掲げるものを除く。）
- (8) 非印刷資料

(留意点)

第4条 収集における留意点は次に掲げるとおりとする。

- (1) 客観的に公正な立場で選定すること。

- (2) 資料選定情報誌として評価のあるものを広く活用して選定すること。
- (3) 現代社会の当面する課題に関する資料は、時機を逸することなく、積極的に収集すること。
- (4) 寄贈による以外、入手が困難な資料については、発行者等に積極的に働きかけて収集を図ること。
- (5) 郷土資料及び基本的な児童資料は、原則として複本を収集すること。
- (6) その他の利用頻度の高い資料も、必要に応じて複本の収集を考慮すること。
- (7) 資料の鮮度を維持し、利用者の期待に応えるため、資料の更新は適切に行うこと。
- (8) 郷土資料の収集、保存及び利用については、他の図書館、博物館、美術館等の類縁機関と協力して行うこと。
- (9) その他、図書館資料として適当でない資料は、収集の対象としないこと。

(細部規定)

第5条 この方針の運用にあたり必要な事項は別に定める。

附 則

この方針は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成22年10月8日から施行する。

附 則

この方針は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この方針は、平成27年3月1日から施行する。